

就学前用人権教育資料『ほほえみ』の活用にあたって

1 適切な機会を捉えた人権教育資料の活用について

教育・保育課程を編成する際には、就学前教育・保育において育みたい資質・能力を踏まえながら、人権教育のねらいと各領域のねらいをともに達成するために、人権教育を適切に位置付ける必要があります。

また、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする際に広く活用することが重要です。

<活用のポイント>

- 保育者は、幼児が次の活動への期待や意欲をもつことができるよう、幼児の実態を踏まえながら、幼児が保育者や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、ふり返ったりするよう、幼児とともに楽しい時間が共有できるように創意工夫して活用します。
- 保育者は、幼児や家庭、地域の実態に即して、また園・所行事や教育・保育活動を視野に入れ、個人、グループ、学級全体などで多様に展開される幼児の活動場面において、適切に活用を図ることが大切です。また、保育者による協力体制を図りながら、一人ひとりの幼児の興味や欲求を十分に満足させるような援助を行うことが必要です。
- 就学前の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを配慮し、適切な機会に活用を図ることが大切です。
- 「隠れたカリキュラム」を見直すなど、あらゆる教育・保育活動を「人権」という視点から捉え直すことが大切です。

※「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、園・所生活を営む中で、幼児が自ら学びとっていく全ての事柄を指すものであり、保育者の声かけや呼び方、座席の配置や班分けの際の配慮等も含まれる。

2 指導例について

- <分類> 「人権教育基本方針」の内容項目による分類を示しています。
- <関連領域> 幼児の発達の側面から5つの領域「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の別を示しています。
- <資料について> 教育資料の形態や教育資料の作成のねらいを記しています。
- <ねらい> 各領域におけるねらいや内容に即して記しています。
- <内容> ねらいを達成するための指導事項を記しています。
- <指導の観点> 指導にあたって留意すべき点や配慮すべき点を記しています。
- <展開例> 指導の一例を示しています。幼児や学級の実態等を踏まえ、活動のねらいの設定、言葉かけの工夫、資料の補足等、保育者の創意工夫のある展開でより効果的に取り組むことが可能です。
- <活動内容> 展開例で考えられる幼児の活動について記しています。
- <環境の構成> 展開例で考えられる保育者の環境構成を記しています。幼児や園・所の実態に即して工夫して取り組むことが可能です。
- <保育者の援助> 活動内容に即した支援とその意図を記しています。
- <資料の活用> 教育資料の活用や家庭との連携等、活用にあたっての配慮事項を記しています。

3 幼児の発達を踏まえた指導方法の工夫について

就学前教育・保育においては、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすることが重要です。

教育要領等には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 健康な心と体 | (2) 自立心 |
| (3) 協同性 | (4) 道徳性・規範意識の芽生え |
| (5) 社会生活との関わり | (6) 思考力の芽生え |
| (7) 自然との関わり・生命尊重 | (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 |
| (9) 言葉による伝え合い | (10) 豊かな感性と表現 |

の各項目ごとに具体的な姿が挙がっています。これらは、到達目標ではなく、一人ひとりの発達に即して育っていくものです。

自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、人権教育の基盤である生命尊重や豊かな人間関係づくりにつなげたり、人権感覚を育成したりすることが大切です。

今回の改訂において、電子データの拡大表示等により保育者の創意工夫次第で幼児の発達に即したより効果的な指導が可能となります。

4 幼児の実態に即した展開例の工夫について

人権教育資料については、掲載している指導例に捕らわれず、常に幼児や学級の実態等を踏まえ、十分に検討を重ねてよりよい指導案を作り出していくことが大切です。

資料によっては、指導例に例示しているものとは別の視点や異なる領域で扱うこともできます。補足資料を提示する、幼児や園・所、地域の実態や課題にあった体験を取り入れる等、保育者の創意工夫のある取組を期待します。

5 評価について

指導に関わる評価については、幼児や園・所、地域の実態を踏まえ、人権教育を通して育みたい資質や能力を明確に定め、適切に行うことが重要です。

具体的には、活動状況や成果等について、肯定的な幼児観に基づき、幼児の変容、活動に対する意欲や態度などを踏まえて適切に評価することが大切です。

幼児一人ひとりの発達の理解に基づいた教育・保育の実施にあたっては、次の事項に配慮することが重要です。

- 指導の過程をふり返りながら幼児の理解を進め、幼児一人ひとりの良さや可能性等を把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
- 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

「幼稚園教育要領(H30(2018).2)」より